

弟子屈町令和8年度一斉情報配信システム
導入支援事業仕様書

令和8年5月
弟子屈町

弟子屈町令和 8 年度一斉情報配信システム

導入支援事業仕様書

1. 目的

現在、防災や防犯に関する情報の発信を、消防屋外スピーカー、公式ホームページ、公式 LINE 等で行っているが、情報配信の遅延や情報が行き届いていない住民等が多く、情報配信に課題がある。

住民や観光客等の生命にかかわる防災情報を迅速に伝達するため、一斉情報配信システムの導入と LINE、yahoo 防災等と既存の発信媒体を連携させ、一元管理して情報を配信する。

また、登録者数を増加させる取り組みとして、公式 HP や公式 LINE 等にて周知を図るとともに、自治会連絡網アプリでは、防災訓練や行政や地域イベント等のお知らせを行い、情報伝達スピードの加速化や地域のイベントに参加しやすくなる機会を増加させる。これにより、住民サービスの質と利便性の向上に繋げ、地域からの孤立化や情報弱者を防ぎ、地域の DX 促進も図っていく。

デジタル技術を導入することにより、全住民が公平に情報を受け取れる体制を構築し、本町の防災・防犯力を高めるとともに、情報共有の迅速化と自治会でのコミュニケーションの強化を目指す。

2. 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3. 業務内容

- ・住民向け一斉情報配信システムの構築業務
- ・職員向け情報配信システムの構築業務
- ・自治会向け情報配信システムの構築業務
- ・各情報配信システム間の連携構築業務
- ・システム稼動に必要な設定補助、コンサルティング作業
- ・各システムの管理者、運用者向け操作マニュアルの整備と操作説明会の実施。

4. 前提条件

- ・ ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 認証及びプライバシーマーク付与認定を取得していること。
- ・クラウドサービスの提供組織として ISO/IEC 27017 (JIS Q 27017) 認証を取得していること。
- ・類似するシステム構築業務を 3 年以内に人口 1 万人以上の地方公共団体へ提供した実績があるサービスであること。
- ・個人情報を取り扱う上で十分な配慮がされたサポートを行うため、サポート体制に個人情

報保護士の資格を有する者が配置されていること。

- ・多様な利用者に対して、明瞭かつ容易にサービスを利用できるようにするため、メディアユニバーサルデザイン（MUD）アドバイザー認定を受けた担当者を配置し、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮したデザインがされていること。

- ・システムの導入・設定及びシステムの運営・管理について、第三者に委託する事なく受託者側で行うこと。

- ・（WEB）操作説明会を実施すること。実施回数については下記の通りとする。

 - 住民向け一斉情報配信システム・・・1回

 - 職員向け情報配信システム・・・1回

 - 自治会向け情報配信システム・・・1回（自治会役員向け）

5. システム概要

（1）共通事項

- ・提供されるシステムは日本国内のデータセンター内に構築されたクラウド型のサービスであること。

- ・住民向け一斉情報配信システム、自治会向け情報配信システムへの連携によって、システム全体の登録者に対して一斉配信ができる仕組みであること。

（2）住民向け一斉情報配信システム

- ・利用者である住民に対して、一回の操作で複数の配信先メディア（配信手段）及びシステムへ情報を一斉に配信できるシステムであること。

- ・配信メディアとして導入時にはメール、電話、LINE、FAX、yahoo 防災を利用でき、将来的にも柔軟にその他の配信メディアを拡張していける仕組みであること。

- ・各配信メディアの登録者数は無制限とすること。

- ・令和8年6月から始まる新しい防災気象情報及び J アラートなどの外部システムからの通知によるメッセージの自動配信ができる仕組みであること。

（3）職員向け情報配信システム

- ・職員に対して災害時の安否・参集確認を行うことができるシステムであること。

- ・メッセージを受け取るメディアは、メール、電話から、各職員が選択可能な仕組みであること。

- ・職員の登録者数は300人まで可能とすること。

（4）自治会向け情報配信システム

- ・自治体から代表者会（連合会、自治会長等）に対して情報の共有ができる仕組みであること。

- ・代表者会（連合会、自治会長等）同士で情報の共有ができる仕組みがあること。

- ・自治会員に対して、アプリでメッセージの共有ができるシステムであること。

- ・情報の共有には、回覧板、掲示板、共有フォルダ等のコンテンツ機能を有し、既読確認やアンケートを利用して共有状況の確認ができる仕組みであること。

- ・代表者会（連合会、自治会長等）から自治会員への情報共有ができる仕組みであること。

・自治体が管轄する地区内の自治会で利用することができ、自治体が専用管理画面を通じて一元的に各自治会の運用状況を確認できる仕組みであること。なお、対象の自治会数は以下の通りとする。

弟子屈町の自治会(35自治会)

6. システム機能要件

・各システムの機能要件については、「別紙 システム機能要件一覧表」を参照すること。

7. 納品資料について

以下資料を納品すること。

資料	形式	備考
設定確認表	EXCEL	システムの設定内容を記載した資料
ご利用通知書	PDF	ご契約メディア、ヘルプデスク問い合わせ先、ログイン情報などを記載した資料
アカウント案内書	PDF	管理者以外のログイン情報を記載した資料 ※複数アカウント利用の場合
登録手順書	PDF	利用者の登録手順を記載した配布可能な形式の資料 管理者がシステム上でダウンロード可能であることが望ましい
運用スタートアップ チェックリスト	PDF	システム受け入れ時の設定内容確認方法を記載した資料
操作マニュアル	PDF	管理画面の操作方法を記載した資料 管理者がシステム上でダウンロード可能であることが望ましい
業務完了報告書	PDF	
検収書	PDF	
その他	PDF など	業務遂行にあたり必要と判断したその他資料など

資料の書式等は受託者の責任において決定すること。ただし、発注者より別途指示がある場合には双方協議の上で対応を決定することとする。

8. データセンター及びシステムセキュリティ

・日本国内のデータセンターを利用したシステムが構築されていること。また本システムで利用するデータのバックアップの保管先についても、海外ではなく国内の複数個所にあるデータセンターで実施されていること。

・データベースのデータは日次のフルバックアップを行い、最低1ヶ月以上の世代管理を行うこと。

・データベースサーバーは、インターネットから直接アクセス可能なウェブサーバーとは分

離されたシステム構成とし、個人情報を保存するデータベースについては適切な暗号化が実施されていること。

- ・ファイアウォールを導入し、システムを利用するために必要な最低限の通信のみ許可するセキュリティ設計が行われていること。また、管理画面への接続、リクエストされるインターネットを介した通信については TLS により暗号化されていること。

- ・システムを構成する各種サーバーに対する死活状況、リソース状況等のシステム稼働状況を有人により 24 時間 365 日で監視する仕組みが運用されており、異常を検知した場合は、迅速に復旧対応できる体制が維持されていること。

9. 保守

- ・システム運用、操作に関する問合せを受付するためのヘルプデスクを設置すること。(会社休業日を除く、平日午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで)

- ・システム障害時には、365 日体制で電話を受け付けられる緊急窓口を用意すること。

- ・24 時間 365 日体制でシステムを監視し、システム停止等の障害発生時には速やかに復旧できる体制が整備されていること。

- ・24 時間 365 日サービス提供が可能で、99.9%以上の稼働率を確保すること。ただし、計画的なシステムメンテナンスによる停止は除く。